

- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- 他の身体障害または疾病の影響
すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

3.ご加入後の留意点・保険金請求の手続きについて

- ご加入の後に住所等を変更される場合は、遅滞なく区の窓口にご通知いただく必要があります。

<事故にあったときは>

万一事故にあわれた場合は、ただちに裏面に記載の事故連絡先までご連絡ください。事故の発生日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

<保険金の請求方法>

事故連絡を受付後、損保ジャパンから「保険金請求に必要な書類」が郵送されます。

必要な書類 (交通傷害の場合)	医療	後遺障害	死亡
①傷害保険金請求書	○	○	○
②加入者証兼領収書	○	○	○
③自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書(人身。)、電車、船舶、飛行機の事故の場合は、その事業所の発行する人身の事故証明書	○	○	○
④医師の診断書(4等級から8等級の場合は損保ジャパン備付けの入院・通院申告書で代替可。ただし、ご請求内容によっては診断書のご提出をお願いする場合があります。)	○	-	-
⑤同意書(診断書内容に不明な点があった場合損保ジャパンから病院等に照会する際に必要となります。)	○	○	○
⑥運転免許証(写)(自動車・原付運転中の事故のみ)	○	○	○
⑦後遺障害または傷害の程度を証明する医師の診断書	-	○	-
⑧死体検案書または死亡診断書	-	-	○
⑨被保険者の戸籍謄本、除籍謄本	-	-	○
⑩法定相続人の戸籍謄本	-	-	○
⑪法定相続人の印鑑証明書	-	-	○
⑫法定相続人の委任状	-	-	○

【ご注意】

区民交通傷害保険では医師が必要であると認め、医師による治療を受けた場合を保険金のお支払いの対象としています。以下同様とします。

- (注1) 保険金は被保険者の金融機関の口座に送金します。現金・小切手・為替などでお支払いはできませんのでご了承ください。
- (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- (注3) 保険金請求・支払情報について、契約者と共有します。
- (注4) 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- (注5) 自転車賠償責任プランをセットしたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

- (注6) 自転車賠償責任プランでは、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- (注7) 必要な書類に係わる手数料は、ご自身の負担となります。事故の内容またはケガの程度等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注8) ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

4.重大事由による解除等について

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

5.被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することをすることができます。お手続き方法等につきましては、区の窓口までお問い合わせください。

6.責任開始期

保険責任は保険期間初日の令和7年4月1日午前0時に始まり、中途加入の場合は、お申込みの翌月1日午前0時に保険責任が始まります。

7.保険金をお支払いできない主な場合

本リーフレットの「補償の内容【保険金をお支払いする主な場合と保険金をお支払いできない主な場合】」をご確認ください。

8.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、区の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分はその効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするケガによって被保険者が死亡された場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

9.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

10.個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(港区)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンおよび保険契約者(港区)は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人(加入者)および被保険者、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。